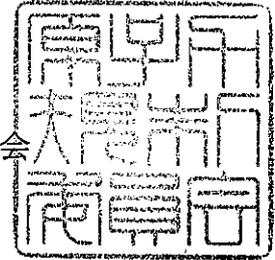




原規規発第 1604133 号
平成 28 年 4 月 13 日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会



学校法人近畿大学原子力研究所の原子炉設置変更許可に関する意見
の聴取について

上記の件について、平成 26 年 10 月 20 日付け近大原研発第 1991 号
(平成 27 年 12 月 25 日付け近大原研発第 2044 号及び平成 28 年 3 月
30 日付け近大原研発第 2056 号をもって一部補正) をもって、学校法人近
畿大学 理事長 清水 由洋から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制
に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号) 第 26 条第 1 項の規定に基づき、
別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第 26 条第 4 項において準用する
同法第 24 条第 1 項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第
26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 2 項の規定に基づき、別紙のと
おり同条第 1 項第 1 号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求め
る。



(別紙)

学校法人近畿大学原子力研究所の設置変更許可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成26年10月20日付け近大原研発第1991号（平成27年12月25日付け近大原研発第2044号及び平成28年3月30日付け近大原研発第2056号をもって一部補正）をもって、学校法人近畿大学 理事長 清水 由洋から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26条第1項に基づき提出された近畿大学原子力研究所原子炉設置変更許可申請書に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用目的（教育訓練用及び研究用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、国内の他の事業者又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国に引き渡すまで、当該原子炉施設において保管する方針としていること

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。